

Title	ハル・ノートと満州問題
Sub Title	The Hull note and Manchurian problem
Author	須藤, 眞志(Sudo, Shinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1996
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.69, No.12 (1996. 12) ,p.163- 180
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	堀江湛教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19961228-0163

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ハル・ノートと満州問題

須藤眞志

はじめに

一、ハル・ノートと China

二、日本での議論

三、ハル・ノートの作成過程

おわりに

はじめに

最近にいたっても日本外交史のうえでは、ハル・ノートが来たために日本は開戦に踏み切らざるを得なかったという論調が主流である。つまり日本に開戦の決意をさせたのはほかならぬハル・ノートそのものであり、逆にいえばハル・ノートが来なければ日本は開戦に踏み切れなかったとの主張がなされている。結果としてハル・ノートは日本が開戦に踏み切るための外圧であったというわけである。また戦後一部にはハル・ノートについて、もっと考慮してもよかったのではないかという意見もあった。⁽¹⁾しかし、ハル・ノートのような強硬な提案がなされ、それはアメリカの最後通牒に等しいものであったのだから、日本が開戦に踏み切ったのもやむを得なかったとする一種の免罪論が横行

している。

そのような考え方を必ずしも否定はしないが、問題にしたいのは、これらの主張のなかにある、ハル・ノートがいかに日本にとって苛酷なものであり、受入れ難いものであったかとする理由の一つに、アメリカは「満州を含む全中国からの撤兵と満州国政府の否認」を要求したからであるということとを挙げていることである。ハル・ノートを讀んでみれば分かるとおり、満州という言葉は一度も出てこないし、中国 (China) という表現のなかにも「全中国」という言葉はない。だが後述するように、日本のとくに軍閥関係者は、開戦の責任の一端をハル・ノートに求めようとする傾向からか、「満州を含む全支那からの撤兵」という表現を使い、それが現在でも一人歩きしているようである。

ジョン・トーランドは「実はハル・ノートの内容については、日米間に悲劇的な誤解があった。ハルのいう『シナ』には満州は含まれず、だいいちかれは最初から日本による満州国の放棄など考えていなかったのである。ハル・ノートは、この点をもっと明瞭にしておくべきであった。満州国はそのままとさえわかれば、日本側もあれほど絶対的に呑めぬとかがえはしなかったことだろう。」と述べている。⁽²⁾ トーランドの見解は当時の事情を多少とも研究する者として、日本のなかで一般的に定着している議論との相違を見過ぎすことはできない。ハル・ノートは満州をいかに扱っていたのか。またとくにそのなかの China という表現に、果たして満州は含まれていたのかどうかを検証してみる必要があるろう。

本稿はこの「悪名高き」ハル・ノートのとくに満州との関係に焦点をあてて分析してみようとするものである。

一、ハル・ノートと China

ハル・ノートというのは戦後使われるようになった俗称で、正式には「合衆国及び日本国間協定の基礎概略」(Outline

line of Proposed Basis for Agreement Between The United States and Japan) であり、しかも最初に「仮案にて拘束せらるることなし」(Tentative and Without Commitment)とあった。⁽³⁾ アメリカの研究者達は「一九四一年一月二六日アメリカ提案」という呼び方をすることが多い。⁽⁴⁾ 日本でもいつからハル・ノートという俗称が一般的に使われるようになったのか不明だが、少なくとも戦前にはそのような言い方はされていないようなので、あるいは東京裁判あたりから使われるようになったのかも知れない。⁽⁵⁾

東郷外相はハル・ノートを受け取ったときの印象を次のように述べている。「自分は眼も暗むばかりの失望に撃たれた。其の内容の激しさには少なからず驚かされた……結局長年に渉る日本の犠牲を全然無視し、極東における大国の地位を棄てよ。……これは日本の国家的な自殺に等しい。最早や立ち上がる外ないと云うことであつた」⁽⁶⁾。では日米交渉の妥結に最も熱心であり、また甲案・乙案を提案し戦争回避に最後まで努力していた東郷外相が、驚がくを覚えるほどの拒否反応を示したのは、具体的にどの条項だったのだろうか。

東郷外相は一二月一日の御前会議において次のように理由を述べている。「支那仏印関係事項(第二項、三項)、国民政府否認(第四項)、三国条約否認(第九項)及多边的不可侵条約(第一項)等は帝国として到底同意し得ざるもの」⁽⁷⁾。後の説明でも、英米は日本の東亜新秩序の建設を瓦解させようとし、三国条約を死文化する、集団機構の組織をもって日本を控制しようとしているといった批判を加えているが、満州に関しては全く言及していない。しかし戦後になって、その回想録で多边的不可侵条約は九か国条約の再現になって、「九か国条約を厳密に解釈する場合満州国の独立、南京政府の自立の如き素より其の正当性を失うことになる」と述べ、さらに「第四項にて満州国及南京政府を見棄てる」ことになると、ハル・ノートと満州の関係にふれているが、Chinaの中に満州が含まれているかどうかについては全く記述していない。

それではハル・ノートのなかで満州国が否定され、満州からも撤兵せざるを得ないとする満州放棄の議論はいかに

して出てきたのだろうか。

まずハル・ノートの条文から考えてみよう。じつはハル・ノートにはChinaという言葉が六回出てくる。まず第一項に「合衆国政府及日本国政府は英帝国支那日本国和蘭蘇連邦泰国及合衆国間多边的不可侵条約の締結に務むべし」とある。この場合の支那（China）に満州国も含めると解釈することができるであろうか。つまり満州はたとえアメリカによって承認されていなかったとしても、またアメリカの意図する条約締結能力のある中国政府が重慶政權だとしても、満州地域に重慶政權の実質的な統治権が及んでいないことは誰の眼にも明らかなのであるから、実行支配の及ばない地域を含む条約は意味のないことになる。それ故この場合のChinaに満州を含めることはかなり無理があると云わざるをえない。

第二項には「日米両政府は米、英、支、日、蘭、泰政府間に各国政府が仏領印度支那の領土主権を尊重し且印度支那の領土保全に対する脅威発生するが如き場合かかる脅威に対処するに必要且適当なりと看做さるべき措置を講ずるの目的を以て即時協議する旨誓約すべき協定の締結に務べし。（後段略）」とある。原文ではこれはChinese（Government）となっており、地域を指す意味ではなく、支那政府ということであるゆえ、南京政權を否認すると解釈できても、実行支配の及んでいない満州国をも支那政府が代表するものとは解釈できない。

次の第三項、四項、五項に支那の地域を意味するChinaという言葉が出てくる。第三項には「支那及印度支那より一切の陸、海、空軍兵力及警察力を撤収すべし」とある。第四項には「合衆国政府及び日本国政府は臨時に首都を重慶に置ける中華民国国民政府以外の支那に於ける如何なる政府若しくは政權をも軍事的、経済的に支持せざるべし」とある。この条項から南京政府の否定は明確であるが、果たして同時に満州国の否定、また第三項に関連させて満州からの撤兵と読めるだろうか。この支那（China）という言葉に満州が含まれていたのかどうかである。つまりChinaとは地理的にいずれの範囲を指す言葉なのかという重大な定義の問題である。条約を結ぶときこの定義を明

確にしないで放置することは到底考えられないのは常識的なことである。

第五項には「両国政府は外国租界及居留地及之に關連せる諸權益並に一九〇一年の團匪事件議定書による諸權利を含む支那における治外法權を放棄すべし。(後段略)」とある。⁽⁹⁾後段にもChinaという言葉が一度出てくるが意味は全く同じである。一九〇一年の團匪事件とは日本では北清事変とも呼んでおり、農民蜂起によって弱体化した中国の分割に列強が乗り出すきっかけとなった事件である。時代的背景からして、この場合のChinaに満州地域が含まれるのは当然であろう。しかし、この条項に關係するのは日本ばかりでなく、後段に「英國政府及其他の政府の同意を取付けるべく努力する」とある。それゆえ、この場合のChinaが満州国といかに關わるかは、實態に即した解釈の問題であり、各国政府の同意が得られなければ意味のない条項であり、日本だけがその義務を負うという性質のものではなかったのであるから、満州を含むかどうかの議論の対象外といえる。

ハル・ノートの条文のうえからでは、Chinaに満州が含まれるかどうかを明確に判断することは確かに難しいといえる。

二、日本での議論

昭和十六年二月一日の御前會議において原樞密院議長から東郷外相に対し、「支那という字句の中に満州国を含む意味なりや否や、此のことを両大使は確かめられたかどうか、両大使はいかに了解して居られるかを伺いたい」との質問がなされた。⁽¹⁰⁾最も至当な質問であった。これに対し東郷外相は、二六日の両大使とハル國務長官との會談ではこのことには触れられていないが、「支那に満州国を含むや否やにつきましては、もともと四月一六日米提案の中には満州国を承認するということがありますので、支那にはこれを含めわけでありますが、話が今度の様に逆転して

重慶政権を唯一の政権と認めて汪政権を潰すという様に進んできたことから考えますと前言を否認するかも知れぬと思ひます」と答えている。

ともかくこの時点になつてもなお四月一日の日米了解案を米提案と思ひ込んでいる東郷外相の認識には信じ難いものがある。現在読みかえしてみても、東郷外相の答弁は論理的にも意味不明であり、なんの解答にもなっていない。そして御前会議においても、この問題についてその後なんの議論も行われていないことに驚く。またこのような重要な事項について何らの確認も行わなかつた野村、米栖両大使の外交感覚にも疑念をたざるをえない。両大使は二六日にハル国務長官と会談したときの様子を次のように後年述べている。

野村は「余との応酬の間長官は、撤兵は即時撤兵を主張するのではない、と云い、日本政府は南京政府を見殺しに出来ないではないかという主張に対しては、長官は、南京政府は到底支那統治の能力がないと申した」と記している。⁽¹⁾ また米栖は次のように記している。「多边的不可侵条約の締結は九か国条約の再現になつて、過去四年間の日華事変を全然無視することになる」と述べたのに対し、「ハル国務長官は何らの反駁も加えなかつた。」「また陸、海、空軍及警察力の全面撤収、重慶政府以外の不支持の両項はできない相談だ」と述べたのに対し、「兵力其の他の撤収に関しては、必ずしも即時実現を主張するのではないと応じたのみだ。何れも何ら立ち入つて説明も主張もせず、全体の態度が殆ど問答無用といつた風で、俗にいう取り付く島がないというありさまであつた」と。⁽²⁾

両大使の記述に見られるごとく、二人とも撤兵については質問しているのだが、それが厳密には中国という地域全体からか、つまり満州も含むものかどうか、またその撤兵の期限その他について条件はあるのかどうか等の重要な点を質していない。あるいは両大使ともに、Chinaには当然満州は含まないと考えていたのかもしれない。少なくとも両大使とも本国にはこの点について何らの報告もしていないことは驚くべき事実である。

それではハル・ノートを受け取つた当時の軍関係者はこの問題をどのように解釈していたのだろうか。「機密戦争

日誌」には、「満州を含めた全文からまた仏印からも全面撤兵を要求している。警察もそれに含まれるという。そして全文にただ一つの重慶政権のみが正当政府だという。……日本が満州を放棄し、南京政府を見殺しにし、三国条約を泥土に委すれば、支那大陸は完全な赤化か、……」とある。⁽¹³⁾注目すべきは、ここではハル・ノートにある単に支那(China)という言葉が「全文」という言葉にすり変わってしまったことである。満州国を独立国として承認し、他国にもそれを求めている筈の日本の軍部が、「支那」という言葉を「全支那」と解釈して、満州国を含めて理解していたということである。種村佐孝の「大本営機密日誌」にも、一六年一月二七日の日付に「米国の主張」として四点あげており、その最初に「国民政府の否認(満州を含む)」と記している。⁽¹⁴⁾

東条英機も東京裁判での宣誓口供書において、ハル・ノートについて次のごとき難問が含まれていたとして四点挙げている。⁽¹⁵⁾一、日本陸海軍はいうにおよばず警察も支那全土(満州を含む)および仏印より無条件に撤兵すること、二、満州政府の否認、三、南京国民政府の否認、四、三国同盟の死文化。東条もChinaを「支那全土」と解釈し、Chinaには満州が含まれていたと認識しており、そのうえ「無条件撤兵」とかハル・ノートにはなんら言及のない「満州政府の否認」を重要な問題としてあげている。つまり当時の最高責任者であった東条英機でさえ、ハル・ノートの内容について何らの吟味もなく支那には満州が含まれると確信していたのである。果たしてハル・ノートを原文も含めてきちんと精読していたのだろうかと疑いたくなる。

田中新一作戦部長は次のように述べている。「ハル・ノートは、租界、居留地、其の他の在支諸権益の放棄を提議した。これは日本の北支・内蒙・満州の建設の一切を否定する。……ハル・ノートはアメリカのかわいら化した重慶政権のみを支持し、満州国政府、南京政府の存在を否定してきた。……ハル・ノートは全文(満州を含む)と全仏印から撤兵せよ、警察もさげよといった。南京政府も、満州国政府も否認せよと命じた。こうなっては、満州事変以来十年の日本の経営は水の泡となる。その結果は新秩序は愚か、日本の対ソ、対米国防体制も根本的に崩壊する。」⁽¹⁶⁾

当時の陸軍省軍務課長であった佐藤賢了はやはり後年の回顧録で、ハル・ノートの重要な内容を四点挙げているが、第一に「満州を含む中国および仏印から、日本の陸海軍および警察の全面撤退」を挙げており、ここではあたかもハル・ノートのなかに「満州を含む」という言葉があったかのごとき誤解を与える表現となっている。⁽¹⁷⁾ 現在でもハル・ノートの原文を知らない読者が、これらの表現を見れば大きな錯覚を起こすであろう。

以上ざっと概観してきたように、日本の軍部関係者は、戦前から戦後にいたっても、それどころか戦後になってからの方が一層ハル・ノートには満州からの撤兵、満州国の否認が、あたかも文面として要求されていたかのごとき表現を行っている。東条、田中、佐藤は何れも当時の軍部のトップに位置していたのであり、最も関係の深い立場に居た人達であるゆえ、戦後出されたそれぞれの回顧録により、それらの表現が一人歩きし、多くの人達がハル・ノートとはかくのごとき表現のものであったのかとの誤解を生むようになってきているのではないかと危惧する。

戦後、旧軍人出身の研究者の立場から開戦の経緯を書いた原四郎氏は、ハル・ノートの支那という言葉に満州国が含まれているかどうかを問題にしている数少ない人の一人である。原は「当時大本営政府首脳は（支那のなかに満州は）含まないとの前提に立ってハル・ノートを理解している」と述べている。⁽¹⁸⁾ 確かに二月一日の御前会議での東郷外相の説明も要領をえないし、その会議のなかでも南京政権の否認については明言されていたが、満州国政府についてはなんらの言及もない。だから前述したごとくトップの軍人達のその後の言動をみれば、とても「含まないとの前提に立っていた」とは思われない。原自身述べているように「米国は現実にはまだ満州国を承認しておらないのであった。したがって文理上からすれば、ハル・ノートの「支那」の中には満州が含まれると理解するのが妥当であろう」⁽¹⁹⁾と。つまり当時の日本の多くの政策決定者達の認識には、アメリカは支那と満州を区別していないはずだとの強い認識があり、その先入観がこの重要な問題を見落とす原因となったのではないだろうか。⁽²⁰⁾

三、ハル・ノートの作成過程

マジック情報により日本が甲案・乙案という最終案を提出することを知ったアメリカは、十分な戦争準備ができていないという認識のもとに、国務省極東部ではハミルトン部長を中心に対日案の策定を急いだ。その結果出来上がった最終案がハル・ノートになるわけであるが、その間の作成過程で果たして満州問題がいかに扱われていたかを考察することによって、アメリカ側の意図するところを見てみよう。

(1) モーゲンソウ案の検討

四一年一月一七日にモーゲンソウ財務長官がハル国務長官に日米関係打開のための試案を提出した。⁽²¹⁾じつはこれはモーゲンソウが自ら作成したのではなく、財務省特別補佐官であったデクスター・ホワイトの作成したものであった。戦後ハル・ノートは実際はソ連の作成したものであるという噂が日本ではながれ、現在もそれを信じている人達が少なくないが、それはホワイトが戦後ソ連のスパイとして告発されたからである。⁽²²⁾それはともかくとして、モーゲンソウ案はハル・ノートの作成に重要な役割を果たしたことは事実であり、ハル・ノートの原型とさえ言う人もいるほどであり、当時のアメリカの当局者の認識を知るうえで貴重な資料である。それ故モーゲンソウ案を検討してみることが意味のあることであろう。⁽²³⁾

モーゲンソウ案はその表題に「日本との緊張を除去しドイツを確実に敗北させる課題へのアプローチ」となっている。前文がありその後に「日本と米国に関する自明の前提」として一三項目にわたって日米が戦うことの問題点が述べられている。そしてⅢとして日米両国が行うべき協定の提案が書かれている。まず日本が提案すべきものとしての一〇項目を挙げている。

- 一、すべての陸海空軍を中国（一九三二年の境界で）、印度シナ、タイから撤収する。
 - 二、国民政府以外の中国における以下なる政府へのすべての支援—軍事的、政治的、経済的—を中止する。
 - 三、中国に流通しているすべての軍票、円、かいらいの紙幣を中国、日本、イギリス、アメリカの各財務省で合意したレートで円貨幣に交換する。
 - 四、中国再建の援助のために二パーセントで一〇億円を中国に付与する。
 - 五、ソ連が極東の前線から相応の残留部隊を除き、全ての軍隊を引き上げるといふ条件で、警察力として必要な二、三個師団を除き満州から全日本軍を撤収する。
 - 六、海軍空軍火砲商船を含む戦争資材の生産の四分の三をアメリカに売却する。
 - 七、すべてのドイツの技術者、軍人、宣伝専門家を排除する。
 - 八、日本は日本帝国地域のすべてに対しアメリカと中国に最恵国待遇を与える。
 - 九、アメリカ、中国、イギリス、蘭印、フィリピンとの間で一〇年間の不可侵条約を交渉する。
- アメリカ政府が提案するものとして次の一一項目をあげている。
- 一、太平洋からアメリカ海軍の大部分を撤収すること。
 - 二、日本と二〇年の不可侵条約を締結すること。
 - 三、満州問題の最終的解決を促進すること。
 - 四、イギリス、フランス、日本、中国、アメリカの合同委員会の構成する政府の下でインドシナの立場を擁護すること。
 - 五、中国におけるすべての治外法権を放棄すること。イギリスが中国におけるすべての治外法権を放棄し、香港を中国に返還することの同意をとりつけること。
 - 六、日本人の米国への移民を禁じている一九一七（一九二四）年の移民法を廃止する法案を提出するべく議会に要請する。
 - 七、日本に最恵国待遇を与える。相互に満足がいくような輸出に関する譲歩のための貿易協定の交渉にはいること。
 - 八、年二パーセントの利子で二〇億ドルの二〇年の借款を与えること。ただし大統領の許可なくしては年二億ドルを越えないこと。

九、ドルと円の為替レートの安定のために、五億ドルを日米折半して安定化基金を創設すること。

一〇、アメリカにおける日本資産の凍結を解除すること。

一一、日本と隣国との潜在的な摩擦の原因を除去すべく米国はその影響力を十分に發揮すること。そして日本が米国やイギリスと同じ基盤で世界の原材料を確保できるようにすること。

モーゲンソウ案は國務省の案ではなかったが内容的に大変よく出来ており、このことはハミルトン部長も認めている。ハル國務長官はモーゲンソウは國務長官の役割を果たそうとしているとして不満であったが、結局最終案にそのながのいくつかが取り入れられたことを認めている。⁽²⁾そこでモーゲンソウ案のなかで、満州問題がいかに扱われているかを考察することによって、アメリカ側の認識を分析してみよう。

満州問題については、まず日本が提案する条件のなかの第一項に、「China から陸海空軍を撤収する」とあるが、そのChina に括弧があり、(boundaries as of 1931) という挿入句が入っている。これをいかに解釈するかである。一九三二年は九月に柳条湖事件が起こり満州事変勃発の年である。満州国の成立は翌年であるから、もし文字どおり「三一年の境界」あるいは「領域」という意味にすると、満州全域を含むものと解釈出来るが、もし三一年の事変の後と解釈すると、日本軍の撤兵は満州地域を除くとも考えられる。

このことは第六項において明確になる。満州から日本軍の撤兵を求めているが、これには二つの条件が付けられており、一つは警察力としての必要な二、三師団を置くことが出来る。もう一つの条件は対応するソ連軍が撤退するということである。この条項は、明らかにモーゲンソウ案はChina と満州を区別して扱っていることを示しており、China からの撤兵という意味は、満州を除く地域を想定していたと解釈するのが妥当であろう。

上記の解釈にはアメリカ側が提案する項目の第三項も関係すると考えられる。ここにはアメリカは「満州問題の最終解決を促進する」とある。もし一方的に満州からの日本軍の撤兵を要求しているのであれば、満州問題の解決とい

う条項は必要ないし、ましてやアメリカがそのことの促進に努力することはない。つまり、日本側の第一項とアメリカ側の第三項を付き合わせると、ここで言うChinaは三一年以後の領域を対象にしていると言えるのではないだろうか。

さらにモーゲンソウ案にはIVとして「このような協定による日米両国の利点」という項目がもうけられており、アメリカ側にとって一二項目、日本側に対して八項目を挙げている。そのなかの日本側の第六項に「他の諸国が戦争やその準備に関わっているときに、日本はそのエネルギーや資本を日本の再建、満州の建設、新しい貿易の発展に向けてることが出来る」とある。注目するべきは「満州の建設」という言葉が入っていることである。つまりこの条項では、日本が満州の建設をすることを認めているのであり、Chinaに満州を含めていないことは明らかである。

(2) 国務省極東部における修正過程

国務省極東部ではモーゲンソウ案を参考にしながら、対日案を作成することになった。そこで一月二十六日の対日提案（ハル・ノート）として決定されるまでの過程について考察してみよう。日本の甲案・乙案についてはマジック情報によってアメリカ側は予め知っていたが、それが日本の最終提案であり、その後には戦争が待っていると感じた国務省は急遽対日提案を作ることになった。

まず、一月一七日に極東部では「太平洋のある地域と日本の船舶交渉のための提案」というメモランダムが作られた。⁽²⁵⁾ そのなかに、「日、中、米の間で日本は中国から満州の全部または一部を購入するという条件が合意されるならば、船舶をアメリカに売却する見返りに日本はその資金をアメリカから得ることが出来る」という条項があった。勿論これはハル・ノートには全く生かされていないが、極東部内の満州に関する認識を知るうえで参考になる。明らかにChinaと満州は区別されている。

一月一八日にハル国務長官は野村、来栖両大使と会談を行いその内容をグルー大使に知らせている。⁽²⁶⁾ そのなかでハルが野村に、「日本ほどの程度の軍隊を中国 (China) に駐屯させておきたいのかと尋ねたところ、野村は九〇パーセントの軍隊は撤兵すると答え、それでは残りの一〇パーセントはどのくらいの期間留まる積もりかとの問いには答えなかった。そこでハルは日本軍の存在が多くのアメリカの利益を損なう原因になっていると応酬した」という記述がある。このやりとりをみる限り、野村にもハルにもChinaの認識に満州が含まれていたとは到底思えない。ハル国務長官は満州のことを日米交渉の主たる議題には考えていなかったのであり、それ故その一週間後の提案のなかで、突然満州からの日本軍の撤兵を求めると解釈するのは不自然である。

極東部では一月二一日に最初の日米協定のドラフトを作り、それをさらに修正して翌二二日に「日米協定の基礎提案の概要」(Outline of Proposed Basis for Agreement Between The United States and Japan) を作成した。ハル・ノートの原型と言えるものである。この二二日案にも二二日案にもアメリカ政府の行うべき提案として「中国政府及び日本政府に対し両政府が満州の将来の地位に関して平和的な交渉に入るべくサジェストすること」という項目があった。そして両案ともに「日本軍の中国 (China) からすべての陸海空軍及び警察を撤収すること」という条項があったが、そこには括弧つきの「満州を除く」という挿入句があった。⁽²⁷⁾ モーゲンソウ案より意味は明確になっている。また上記のアメリカのサジェストの項を参考に、とする但し書きもあった。明らかに日本軍の撤退を求めるChinaには満州は含まれていなかったのである。

この二二日案にはアメリカ側の取るべき措置が八項目、日本側の取るべき措置が六項目あった。二四日に両方を合わせて、日米両国の取るべき措置として一一項目にまとめられた。そのときにははっきりと第三項と六項に上記と全く同じ表現の項目があり、Chinaから満州は除かれていたのであり、アメリカ政府が日中両政府にサジェストすることも明記されていた。⁽²⁸⁾

ところがこの一一項目が翌二五日に一〇項目に整理されるのであるが、その過程でなぜかそこには満州問題解決にアメリカがサジェストする項目も抜け、満州を除くとする括弧つきの挿入句も外されていた。極東部では二三、二四の両日に基礎案の他に、三か月有効な暫定協定案 (Modus Vivendi) を作成していた。二五日にハルが日本に手渡す積もりでいたオーラルステートメント、暫定協定案、基礎概要案の三点が完成したのである。

前述したように二五日に出来上がった最終の基礎概要案には、China から「満州を除く」とする但し書きと第六項にあった満州問題解決にアメリカがサジェストするという項目だけがすっぽりと抜けていたのである。二六日にハル國務長官はオーラルと一〇項目に縮小された、いわゆるハル・ノートと後年呼ばれる基礎概要案のみを野村、来栖両大使に手渡したのである。暫定協定案は結局日の目を見ることなく終わった。

二四日から二五日にかけてのわずかな数時間の間に、なぜこのような修正がなされたのかは現在でも確かなことは分らない。二五日の夜になっても國務省極東部ではハル國務長官を混えて大詰めの会議が行われており、ここでは暫定協定案を日本手渡すかどうかの結論が出ず、結局ハルに一任されたかたちになったようである。²⁹ ハルは翌朝ルーズベルトに会い、暫定協定案を日本に手渡さないことにしたと告げ、大統領もこれを了承するのである。そのことについてハルは戦後大統領と相談のうえで決定したと証言している。³⁰ しかし、ハル・ノートが最後の段階で満州に関する二つの項目を除いた内容になったことについては何ら言及していない。

この修正はハルの独断であったのかそれとも極東部の責任者であったハミルトン部長も了承のうえであったのかは不明である。本稿ではここが最も重要な箇所であることは十分に認識しているのだが、筆者は残念ながらこの部分を資料的に解明するものを持ち合わせていない。アメリカの外交文書でも二つの点が省略されて、最終案になったとした記述がない。³¹ 本稿の冒頭部分のところであげたトラーランドの見解も、じつは彼れ自身なんらの裏付けも行っていないのである。

おわりに

そこで本稿の課題である、ハル・ノートにあるChinaには果たして満州は含まれていたのかどうかということに對する解答は、これまで述べてきたことを基にして推察するほかない。まず基本的に極東部の認識がたった数時間でもって、根本的な変化をするとは考えられない。少なくとも二四日までには、對日提案のChinaのなかに満州を含める積もりはなかったことは確かである。注目すべきは第六項にあったアメリカ政府が日中の満州問題解決のサジェストをするという項目が抜けたことである。つまりChinaから満州を除くという挿入句とサジェストの条項は連動していたのであり、サジェストの項が脱落したことによって、挿入句も抜けたのではないかと考えられる。それではサジェストの項はなぜ抜けたのであろうかということが問題になる。

そこで関係があるとすれば、暫定協定案に對し中国が猛烈に反発したことである。ハル國務長官は二六日の大統領にメモを送り、「中国政府の反対及び英蘭豪の冷淡な支持また事実上の反対」を見て、暫定協定案を撤回することの許可を申請したと述べている。⁽³²⁾しかし、ここでも一一項目あった提案を一〇項目にし、満州条項を削ったことについては何らの報告も行っていない。

ハル國務長官の頭のなかに、満州条項を落とすことによって、提案をより強硬にまた非妥協的な性格に変える意図があったのかどうかである。ハルはかねがね「第二のミュンヘンを行わない」と言明しており、アピースメント（宥和政策）を嫌っていた。最後の瞬間に満州条項は日本へのアピースメントになると考えて落としたのかもしいない。それであったとしてもハル・ノートのChinaに満州を含めていたとは考えられない。

結論的に言うならば、状況証拠的であるが、ハル・ノートのChinaには満州は含まれていなかったと考える方が

妥当のようである。満州を含む全中国からの撤兵とか、満州国の放棄といった絶望感を伴う日本側の解釈は、あまりに一方的であったと言わざるを得ない。しかも今日に至るも、それが一人歩きをして、ハル・ノートをもって日米開戦の引きがねとし、日本の戦争責任の一部を転化している理由の一つに挙げている人達が少なくない。確かに当時もChinaに満州が含まれていないと判明していたとしても、それをもってハル・ノートが受託されていたとは考えずらいし、また戦争が回避されていたとも思えないが、もしかするとハル・ノートを巡ってさらに交渉が継続したという可能性も否定できない。

ハル・ノートが手渡された二六日に真珠湾攻撃に向かう機動部隊は出発したのであり、矢は放たれていたとも言えるが、それにしてもこれほど重要な問題をアメリカ側に質すこともなく、日本側の勝手な解釈によって議論を進めた当時の政策決定者達の杜撰さには驚くばかりである。トーランドの指摘のように、それはまさに「悲劇的な誤解」であつたのかもしれない。

- (1) たとえば有田八郎は『人の目の塵を見る』昭和三年、大日本雄弁會講談社一〇四―二〇七頁、但し有田も満州についてはなんら言及していない。
- (2) ジョン・トーランド、徳岡孝夫訳『真珠湾攻撃』文芸春秋社、三九五頁。
- (3) ハル・ノートの日本語訳は外務省編『日本外交年表主要文書』(下)原書房刊を使用した。
- (4) たとえば Charles C. Fansli, "Back Door To War", p. 638, Robert Butow "Tojo and Coming of the War".
- (5) 昭和一九年七月に米栖三郎が日米交渉について演説をした要旨が新聞に掲載されているが、アメリカの対日提案としており、ハル・ノートという言葉はまったく使用していない。いつごろから誰がハル・ノートという言葉を使用したのかは今後の研究課題となる。
- (6) 東郷茂徳『東郷茂徳外交手記―時代の二面―』原書房、二五三頁。
- (7) 『太平洋戦争への道』別巻資料編、五九九頁。
- (8) 前掲、東郷二五八頁。

- (9) この条項が入ったのは日本軍が北京や天津に駐留する理由として、野村が義和団事件当時の条約を使って説明したからであろう。Foreign Relations of the United States, Japan 1931-1941 II, p. 748.
- (10) 前掲、『太平洋戦争への道』五九三頁。
- (11) 野村吉三郎『米国に使いして』岩波書店、一五三頁。
- (12) 来栖三郎『泡沫の三十五年』文化書院、一〇四—一〇五頁。
- (13) 戦史叢書『大東亜戦争開戦経緯(5) 防衛庁戦史室、朝雲新聞社、四八七頁。
- (14) 種村佐孝『大本営機密日誌』ダイヤモンド社、一〇五頁。
- (15) 塩原時三郎『東条メモ』ハンドブック社、九三—九四頁。
- (16) 田中新一著松下芳男編『田中作戦部長の証言』芙蓉書房、八〇頁。
- (17) 佐藤賢了『大東亜戦争回顧録』徳間書店、二〇二頁。
- (18) 原四郎『大戦略なき開戦』原書房、二七二頁。
- (19) 前掲、戦史叢書四九一頁。
- (20) 原は「元来ホワイトが起草した原案には『支那(含満州)』となっていたが、國務省案としてもまれている間に(含満州)が削除された。アメリカがまだ満州国を承認しておらないが故に、支那の内に満州が含まれると解釈するのは当然であるかもしれない」(前掲、原、二七二頁)と述べているが、原は大変な資料の読み違えをしており、後述するが國務省の原案には、「満州を除く」となっていたのであり、全く逆である。しかもそれはホワイト案(モーゲンソウ案)ではない。原の着眼点は評価するが、この大きな誤りは看過できない。もし原の著書を参考にされる場合は注意をすべきである。
- (21) Foreign Relations of the United States, 1941, Volume IV, U.S. Department of State pp. 606-613。以後F. R.と省略する。なお『現代史資料34、太平洋戦争(一)』みず書房、一八四—一八九頁も参考にした。
- (22) ハル・ゴールド「誰が対日最後通牒(ハル・ノート)を仕掛けたか」雑誌「諸君」一九九一年八月。一九九五年の一月の毎日新聞に、ソ連の元KGB担当者がホワイトと接触し、ソ連案を手渡したとする証言記事が掲載された。そのことよってこれまで噂話であったソ連とホワイトの関係ははっきりしたのであるが、果たしてソ連の要望がどれほどモーゲンソウ案のなかに生かされ、結果としてハル・ノートはソ連の利益を計る内容になっているかは、今後検証すべき課題であろう。日本の一部には日米戦争を裏で仕掛けたのはソ連の陰謀であったとする説が根強くあり、その証拠として、ホワイト・スパイ説が使われている。ホワイトは本当にソ連のスパイであったかどうかははっきりしない。ホワイトは戦後のマッカーシーイズムのな

かで、証人喚問されるのであるが、その直後謎の死をとげる。

(23) モーゲンソウ案をこれまで重視してきた研究が少ないので、ここであえてモーゲンソウ案をとりあげた。なお、モーゲンソウ案がホワイトによって起草されたことは、前掲、F. R. p. 666のフット・ノートにある。ここではホワイトはモーゲンソウの特別顧問(Special Assistant)となっている。

(24) コーデル・ハル『回想録』朝日新聞社、一七〇頁。

(25) 前掲、F. R. p. 613.

(26) 同、F. R. p. 620.

(27) 同、F. R. p. 624.

(28) 同、F. R. p. 623.

(29) 暫定協定案が手渡されなかった経過については、須藤真志『日米開戦外交の研究』慶應義塾大学出版会、二七一―二七九頁を参照。

(30) 前掲、『現代史資料』八頁。

(31) 前掲、F. R. p. 664-665.

(32) 同、F. R. p. 665の注。